

令和5年
渡嘉敷村議会会議録

第3回定例会（6月14日～16日） 3日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和5年第3回定例会（6月14日）（1日目）

令和5年第1回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	議長諸般の報告	4
日程第4	村長行政報告	4
日程第5	一般質問について	10
日程第6 報告第3号	令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	33
日程第7 報告第4号	令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	34
日程第8 報告第5号	令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	35
日程第9 報告第6号	令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	36
日程第10 承認第1号	専決処分の承認について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）	36
日程第11 議案第22号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	37
日程第12 議案第23号	令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について	38
日程第13 議案第24号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について	43
日程第14 議案第25号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	44
日程第15 議案第26号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	45

令和5年

第3回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

6月14日

令和5年第3回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間
 自 令和5年6月14日
 至 令和5年6月16日

月 日	曜 日	区 分	日 程
6月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
6月15日	木	本会議	会議録署名議員の指名 報告第3号、報告第4号、報告第5号 報告第6号 承認第1号 議案第22号
6月16日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案第23号、議案第24号、議案第25号 議案第26号

令和5年第3回渡嘉敷村議会定例会は
令和5年6月14日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員 6 名

会議録署名議員 2 番 座間味満議員 3 番 玉城保弘議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	宇 野 昭 子
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	代理出席 赤嶺孝幸
総 務 課 長	代理出席 新垣立德	船 舶 課 長	山 城 淳
会 計 課 長	尾 崎 憲 男		

終了：6月14日(水曜日)午後2時47分

令和5年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和5年6月14日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	報告第3号	令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第7	報告第4号	令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第8	報告第5号	令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第9	報告第6号	令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第10	承認第1号	専決処分の承認について(渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)
第11	議案第22号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第12	議案第23号	令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について
第13	議案第24号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について
第14	議案第25号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第26号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和5年第3回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にご報告申し上げます。民生課長 金城和作様が去る4月13日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、故金城和作様のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

全員、ご起立お願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

黙祷終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席お願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、会議録署名議員 2番 座間味満議員、3番 玉城保弘議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの3日間に決定しました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和5年3月、4月、5月、6月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和5年3月8日～令和5年6月13日

令和5年

3月8日(水) 渡嘉敷村議会第1回(3月)定例会 (議長)

3月11日(土) 渡嘉敷小中学校卒業式(渡嘉敷小中学校体育館) (議長)

3月15日(水) 例月出納検査 (監査)

3月16日(木)	阿波連小学校卒業式(阿波連小学校体育館)	(議長)
3月28日(火)	白玉の塔合同慰霊祭	(議長)
3月29日(水)	渡嘉敷村議会第2回臨時会	(議長)
3月30日(木)	南部広域行政組合議会全員協議会・臨時議会	(議長)
4月7日(金)	渡嘉敷小中学校入学式(渡嘉敷小中学校体育館)	(議長)
4月10日(月)	渡嘉敷幼稚園入園式・阿波連小学校入学式 (渡嘉敷幼稚園・阿波連小学校体育館)	(議長)
4月12日(水)	例月出納検査	(監査)
4月16日(日)	「2023鯨海峡とかしき島海びらき」	(議長)
4月27日(木)	南部離島町村長議長連絡協議会定例会	(議長)
4月28日(金)	南部地区市町村議会議長会 役員会	(議長)
	沖縄県町村議会議長会 理事会	(議長)
	沖縄振興拡大会議	(議長)
5月9日(火)	南部地区市町村議会議長会総会(渡嘉敷村開催)	(議長)
5月12日(金)	例月出納検査	(監査)
5月16日(火)	南部離島六村議会運営協議会(久米島開催)	(議長)
5月17日(水)	南部離島六村議会運営協議会(久米島開催)	(議長)
5月23日(火)	全国町村議会議長・副議長研修会(東京)	(議長)
5月25日(木)	沖縄県土木建築部との行政懇談会	(議長)
6月9日(金)	例月出納検査	(監査)

渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。開会前に議長のお計らいにありがとうございます。感謝申し上げます。と思います。

それでは、行政報告の前に一言ごあいさつを申し上げます。3月定例会後、体調不良により入院療養されておりました金城和作民生課長が4月13日にお亡くなりになりました。突然の訃報に接し大きな驚きを隠せません。和作さんの採用は平成6年7月で、その実力で数多くの実績を積み上げられてこられました。同僚からの信頼も厚く、やがては渡嘉敷村を背負って立つものと大きな期待を寄せておりました。しかし、その期待も虚しく、今は急なお別れに職員一同ただ呆然としております。在りし日の和作さんの姿を偲び心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、議員の皆さまには生前のご厚情に深く感謝申し上げます。

また、新垣聡総務課長におかれましては、5月中旬体調不良を訴え、ドクターヘリでの

搬送、緊急手術となりましたが、現在は退院され自宅で療養しながら8月の職場復帰へ向けてリハビリに励んでいるところでございます。現在は民生課長不在、総務課長不在のなか、心を一つに職員一丸となってこの難局を乗り越えていこうと頑張っておりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

なお、令和5年3月8日から昨日6月13日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。朗読は省略いたします。

行政報告書

(令和5年3月8日～令和5年6月13日)

3/8(水)	10:00	令和5年第1回渡嘉敷村議会3月定例議会	議場
3/10(金)		島体験留学(わらびや)保護者 あいさつ	村長室
3/11(土)	12:30	令和4年度渡嘉敷小学校・渡嘉敷中学校卒業式	渡嘉敷小中学校体育館
3/12(日)	12:45	渡嘉敷村前島郷友会 「第39回合同生年祝」「第53回敬老会」	那覇市パシフィックホテル
3/14(火)	10:00	渡嘉敷小中学校生徒と新垣光枝人権擁護委員村長表敬訪問	村長室
	18:30	令和4年度「地域ぐるみ『体験の風をおこそう』運動in沖縄」 理事会	沖縄県男女共同参画センター「ていりる」
3/15(水)	10:00	全国離島振興協議会総会・渡嘉敷村事前視察 ・公益財団法人 日本離島センター 総務部長心得兼総務課長 水 昭仁氏、財務係 小山田 志賀子氏 ・沖縄県離島振興協議会 会長 宮里 座間味村長 企画振興課長長嶺氏、豊住氏	村長室・村内
3/16(木)	10:00	令和4年度阿波連小学校卒業式	阿波連小学校体育館
	14:00	株式会社RCG表敬訪問 企業版ふるさと納税を活用した地域振興 代表取締役CFO 天間 幸生氏 オンライントラベル株式会社 ・代表取締役社長 島田 篤氏、サブリーダー神野朱香氏	村長室
3/17(金)	10:00	渡嘉敷村立保育所卒園式	
	15:00	渡嘉敷小中学校・阿波連小学校離任者 挨拶	
3/18(土)	10:00	國場幸之助衆議院議員 国防部長就任激励会 ※小野寺五典元防衛大臣との懇談会	那覇市ロワジュールホテル
3/19(日)	12:00	渡嘉敷・座間味ゆめしまカップ 激励	交流の家野球場
3/20(月)	11:00	沖縄離島海運振興株式会社との業務等会議 高速船マリンライナーとかしきについて	
3/22(水)	11:00	(株)新洋 新垣守史会長 他2人 村長表敬訪問	村長室

3 /23(木)	13:00	沖縄砂利採取事業協同組合 渡嘉敷村村政運営に関する協力について	沖縄砂利採取事業協同組合
3 /24(金)	10:00	令和4年度渡嘉敷村立渡嘉敷幼稚園卒園式	渡嘉敷幼稚園
3 /25(土)	10:00	渡嘉敷村観光大使 佐藤ひろみち様 村長表敬訪問	村長室
3 /26(日)	11:30	日本PTA全国協議会国内研修会 歓迎の挨拶	青少年交流の家
3 /27(月)	11:30	令和5年4月1日付異動職員 最終内示	村長室
3 /28(火)	12:30	令和5年度渡嘉敷村慰霊祭	白玉之塔
3 /29(水)	10:00	令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会	議場
3 /31(金)	10:00	日本放送協会（NHK）沖縄放送局 局長 赤岩勇二氏 村長表敬	村長室
	13:30	令和5年3月31日付け退職辞令交付式 勸奨退職 金城満 総務課課長 普通退職 小嶺公志 教育課 課長補佐 普通退職 奥平久見子 幼稚園教諭	庁舎2階大会議室
4 /3(月)	13:30	令和5年4月1日付 人事異動及び新規採用職員等辞令交付式	2階大会議室
4 /4(火)	13:30	令和5年度公立学校教職員着任式	2階大会議室
4 /6(木)	9:30	渡嘉敷漁協との協議 玉城組合長・外山参事 ※ ジャーキー工場新築に伴うコンクリート殻の処分について	村長室
	14:30	吉崎 誠氏との意見交換会	村長室
4 /7(金)	10:00	(株)おきなわフィナンシャルグループ 営業戦略部 部長 又吉司氏、美里支店 國仲秀平氏 渡嘉敷村役場派遣について 前総務課長 金城、観光産業課 土木建築係 小久保 同席	
	13:30	令和5年度渡嘉敷小学校・中学校入学式 入学児童4人 入学生徒12人	渡嘉敷小中学校体育会
4 /10(月)	9:00	渡嘉敷村観光大使 林裕樹氏 村長表敬	村長室
	10:00	令和5年度 第50回 渡嘉敷村立渡嘉敷幼稚園 入園式 3歳児入園者4人	渡嘉敷幼稚園
	14:00	令和5年度 渡嘉敷村立阿波連小学校 入学式 入学児童4人	阿波連小学校体育会
4 /11(火)	9:00	沖縄県マリンレジャー産業の現状(背景と懸念)について 株式会社ナギ 稲村雅司氏(恩納村議会議員) 株式会社BSAC 大槻祥久氏	村長室

		同席 當山清彦 議長	
	13:00	沖縄県那覇警察署長 山内敏雄氏 村長表敬 地域交通官 警視 大城美喜氏 瀬長駐在 同席	村長室
4/13(木)	10:00	株式会社Plan・Do・See 星野尾 氏、江口氏、他2人 村長表敬	村長室
	13:30	佐久本工機 所長 宮里氏 他2人 プレハブ住宅について検討調整会議 総務課土地係 多宇同席	村長室
	15:15	元筑波大学教授 吉田章氏 表敬訪問	村長室
	21:00	金城和作 民生課長 死去	
4/14(金)	11:00	令和5年度 日本赤十字社 地区・分区長会議	
	16:00	新崎直昌教育長 退任式	ナハ・テラス
4/16(日)	13:00	2023 鯨海峡とかしき島 海びらき	阿波連ビーチ
4/17(月)	8:25	金城満新教育長辞令発令 着任式 阿波連小・渡嘉敷小中学校 新教育長着任あいさつ 同席	庁舎
4/19(水)	13:30	古波蔵善之助教育委員辞令発令	村長室
4/25(火)	10:30	令和5年度第1回慶良間諸島国立公園地域協議会	庁舎2階会議室
4/27(木)	15:30	南部離島町村長議長連絡協議会、役員会・定例会	那覇市自治会館
	17:30	座間味村那覇事務所視察・情報交換会 山城船舶課長・玉城那覇事務所長補佐・中村業務係	座間味村那覇事務所
4/28(金)	14:00	令和5年度沖縄振興拡大会議	県立武道館アリーナ
5/9(火)	10:00	南部地区議会議長会管内離島行政視察研修 ・渡嘉敷村の概要説明、18:30 懇親会(副村長・教育長)	庁舎2階会議室
5/10(水)	14:00	令和5年度道路関係団体 定時総会	自治会館
5/11(木)	10:00	南部広域行政組合理事会	南部総合福祉センター
5/15(月)	13:30	公益社団法人 沖縄県地域振興協会(旧沖縄県対米請求権事業協会) 村長室 専務理事兼事務局長 宮城 優氏、地域振興部長 伊敷信吾氏 ※公益社団法人沖縄県地域振興協会理事就任のお願いについて	
5/17(水)	18:30	渡嘉敷村商工会 令和5年度 第32回通常総会 来賓祝辞、懇親会	村中央公民館
5/19(金)	13:30	沖縄県離島航路確保維持改善協議会 渡嘉敷航路分科会 ・離島航路3カ年推進状況報告 ・令和6年度～離島航路3カ年計画について 委員 渡嘉敷区長(知念優)、阿波連区長(平田春吉)、 国立青少年交流の家所長代理(次長新里勝)	庁舎2階会議室

- 5/22(月) 14:00 令和6年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会 沖縄県教職員共済会館
 16:30 診療所専門外来についての協議 沖縄県庁
 沖縄県保健医療部 医療政策課
 古堅宗一朗課長、大城陽介医療対策班長、名渡山兼龍主任
 新垣利治南大東村長
- 5/23(火) 13:30 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業等について 村長室
 NPO法人 防災サポート沖縄 理事長 長堂氏
 早稲田大学人間科学部健康福祉学科准教授 古山氏
 早稲田大学人間科学部健康福祉学科学生2人。包括センター島袋
 18:30 令和5年度「地域ぐるみ『体験の風をおこそう』in沖縄」実行委員会
 沖縄県男女共同参画センター
- 5/24(水) 10:00 離島海運株式会社との高速船マリンライナーとかしきについて
 代表取締役社長 城間徹二氏、業務係長 池原望氏 離島海運株式会社
 11:30 公益社団法人沖縄海事広報協会令和5年度通常総会 パシフィックホテル沖縄
 15:30 内閣府沖縄総合事務局 運輸部総務運航課 内閣府沖縄総合事務局
 高速船マリンライナーとかしきについて
 内閣府沖縄総合事務局 運輸部総務運航課 糸村 啓課長補佐。
 那覇連絡事務所 玉城那覇事務所長補佐 同席
- 5/25(木) 14:30 沖縄県土木建築部・南部市町村との行政懇談会・交流会 自治会館
 ・南部地域における社会資本整備等に関する意見交換会
 ① 県土木建築部(土木建築部長・統括官・各課長・関係出先所長)
 ② 村長・議長・観光産業課長
- 5/26(金) 11:30 沖縄県知事 玉城デニー知事への就任あいさつ・懇談 沖縄県知事公室
- 5/27(土) 15:00 令和5年度渡嘉敷村老人クラブ連合会定期総会 村中央公民館
 会員への激励あいさつ
- 5/31(水) 6:32 北朝鮮からのミサイル発射に伴う特別職課長等招集。 庁舎
 午前7時過ぎ解散
 14:00 台風2号に伴う渡嘉敷村災害対策本部会議第1配備 村長室
 (災害対策準備体制)① 配置職員の確認・決定
 ② 避難所、関連施設等についての協議
- 6/1(木) 7:00 台風2号に伴う渡嘉敷村災害対策本部設置 特殊勤務命令5人
 避難所開設→庁舎2階 ※避難者3人
- 6/2(金) 8:30 午前3時45分暴風警報解除
 午前4時28分 各課長へ業務再開時間通知。
 8時30分 災害対策本部解散

- 6 / 5 (月) 13:30 株式会社 開邦工業 村長表敬 村長室
事業部営業課 喜屋武大樹氏、プラント事業部技術統括
プラント事業部技術統括 外間 勇氏
- 6 / 8 (木) 13:30 長崎船舶装備株式会社 村長表敬 村長室
取締役 木田孝氏、部長 川口淳氏、所長 矢崎太一郎氏
- 6 / 9 (金) 14:30 消防防災ヘリコプター導入に係る市町村長意見交換会 南部合同庁舎5階
・ヘリ基地整備場所 会議室
・機体等の仕様について
・人員派遣・費用等について
・県への要望について
・運用検討ワーキンググループ活動報告
- 6 / 12 (月) 11:40 自衛隊沖縄地方協力本部 島尻分駐所 村長表敬 村長室
1等陸尉 長澤氏、主任広報官 宇江城氏

以上

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁も含めて60分以内とします。質問者、答弁者は完結にお願いします。順次発言を許します。

3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは一般質問を行います。通告書のとおり順を追って質問したいと思います。まず1番、村有地についてということで質問です。阿波連漁港内、東屋撤去後の跡地利用をどうするかという質問です。この東屋は各位が撤去の件でだいぶ質問したかと思えます。阿波連漁港内の併設している施設と、これは農林関係の補助金をいただいての工事だったかと思えます。平成13年にこの工事が行われ、やっぱり20年を超さないと解体ができないということで、最近やっと東屋を、東屋もだいぶ老朽化していましたので撤去したということです。この後、公園としてそのまま維持するのか、あるいはまた別目的でも何か考えがあるのかということで村長にお伺いいたします。

○ 小嶺国土観光産業課長

おはようございます。では、ご質問にお答えいたします。東屋撤去後の利用計画は現時点ではありません。当該敷地は現在、漁港環境整備施設用地となっておりますので、管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合の意見を聞き、どのような利用が可能か検討していきたいと考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

お聞きしたかったのは、阿波連漁港の併設する施設ということで、20年を経過したとい

うことで東屋を撤去できると。全体的な公園自体も20年経過していれば用途変更も可能なのかなということでお聞きしています。村長も最近、漁業組合のほうで養殖事業に取り組んでいることもご存じだと思います。今ウニの養殖ということで、今回台風がきた際も村長も確認に来られたと、かなり困っております。そういう場所なので、ぜひ養殖関係諸々、漁港と相談できないものかなという質問でしたけれど、今、課長が漁組との相談の上、今後の使い方を決めたいというお返事でしたので、お聞きしたかったことは今後の使い方。そういった漁港の施設であれば、ぜひ漁協関係の意見も聞いていただきたいなということです。

同じ質問になりますけれども、今度は、阿波連漁港内の旧施設の裏側に、元漁協が借りていた土地、個人なのか直接漁協が借りたかは、ちょっと定かになっていない部分が、この場所をご存じですよ。現在その場所がどういうふうになっているかをまずお聞かせください。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。ご質問の土地は、平成18年度に渡嘉敷漁協に対し使用許可を行われており、平成19年9月5日に渡嘉敷村から渡嘉敷漁業協同組合に対し現状復旧して返還するよう通知を行っておりますが、現時点において現状復旧がなされていないため返還を受けられない状況となっております。このため利用計画は策定しておりません。

○ 3番 玉城保弘議員

漁協さんの方のヒヤリングの中では、なかなか前に進まない。個人なのか漁組が借りたものなのかというのはまた、ここでは答弁することはありませんけれども、まとまっていない。でもいつまでもこれほっておくわけにはいかないので、どういったかたちで進めていくのか、まとめていくかを少し整理したいなということがあって今回質問をしております。もし、跡地利用、更地にして返すと、この後はまたさらに新たに契約ということ、さっき申し上げたように漁協関係の施設として利用できるということは可能なのかをお伺いします。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。その場所は漁村の再開発施設用地として用途としてはありますので、漁協さんがきちんと、先ほど答弁されたように返していただけるようであれば再開発用地となっておりますので、その場所を養殖の場所として利用できればというふうに考えております。その前に漁協さんが、昨今のこの問題ですね、現状復旧のほうに力を入れていただいて解決していただいて、そこは進めていきたいなというふうに考えておりますのでご理解のほうをお願いしたいと思います。

○ 3番 玉城保弘議員

漁協がその場所を借りるといったときに契約書というのはないわけですよ。私も確認しましたが、その契約的はなかったということですが、これは分かりますか、今。

○ 小嶺国土観光産業課長

平成18年4月17日付けで渡嘉敷漁業協同組合さんより、甲種漁業施設占用等許可申請書が村に提出されておりました、こちらに対して許可をしているという認識になっております。

○ 3番 玉城保弘議員

分かりました。漁協のほうも個人の漁業者なのか組合なのかどちらが契約したかということではなかなか揉めて、それでなかなか進んでいないという現状です。ちゃんとした契約書があるのであれば、それに基づいて物事は進められるかと思っておりますので、その際、ぜひ課長のほうも協力していただきたいなと思っております。この質問はこれで終わります。

次に、イベントについてということです。これも何人かの議員がずっと質問していることではけれども、とかしきまつりの実施に向けての準備等できているのかということと、もし準備ができているのであれば、現在の状況をお聞かせ願いたいという質問です。いかがでしょうか。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。とかしきまつりにつきましては、4月18日を提案期限としてプロポーザルで実施いたしました。1社提案してくださった業者がりましたが、担当課での内容確認の段階で実施条件について認識に齟齬があることが判明しました。提案業者と協議を行いましたが、結果としてプロポーザルについては辞退ということになり、提案者なしというふうになっております。この状況を踏まえて、ぜひ今年度はまつりの開催をということで私の思いもありますので、5月24日に商工会、観光協会にも参加していただき、とかしきまつり改善検討委員会を開催し、現在検討を行っているところでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

時期的なものはまだ決定をしていないということですか。まだいつやるとか、実際に日にちは出していないということですか。

○ 新里武広村長

当初の予定といたしましては、これまではとかしきまつりにおきましては7月の後半に開催されておりました。これを今年度は8月の後半で業者さんとは調整しておりますけれども、8月の後半は厳しいということで再度日程の調整は現在しています。秋頃に開催ができればというふうに今私たちのほうは考えており進めているところでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

この後の質問も同じこととなりますけれども、イベント、まつりごとも含めてかなり前から案内をしないとなかなか盛り上がりませんね。ですから、例えば8月にやるといわれて7月にまつりをやりますといってもなかなか盛り上がるものじゃないです。他離島、特に伊江村のなどは本当に1年前からいろんな事業をアピールしながら進めています。な

ので出来るだけ早く案内する、告知しないと、私は開催しても盛り上がりには欠けるということなので、本当に早ければ早いほど決定をしていただいて、案内告知をしていただくというのがやっぱりイベント事のきまりだと思いますので、なるべく早めに決めていただきたいなと思います。

次の質問、全く同じ質問になりますけれど、とかしきマラソン大会に向けての準備。先ほど申しあげました広報関係も今どうなっているかをお聞きします。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。とかしきマラソンにつきましては去った6月8日にとかしきマラソン実行委員会の総会を開催いたしまして、本年度の計画等について承認をいただきました。令和5年度の大会につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により3年にわたり実施できなかったことから、これまでどおりの開催に不安がある、職員におかれましても経験値が少ないということもありまして内容を縮小し開催する計画となっております。今後の予定につきましては、主なもので6月中に共催・後援・協力依頼を行い、7月8月中に必要な準備を実施、9月には大会参加者及びボランティア募集を開始する計画となっており、募集の広報は準備が整い次第実施してまいりたいと思います。なお、開催につきましては2月の第一土曜日というふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

とかしきマラソン、ボランティア等もこれから募るわけですから、この渡嘉敷村の中で一番人が集まる時期、7月、8月、このへんしっかり利用しなければいけないんですね。ですからこの辺りで村内での案内、広告等もやっていただけたら、一番人が集まる時に募集をかけるというような流れが一番いいかと思います。ですのでこのことも早め早めに募集も、ボランティアも集めるという作業もぜひやっていただきたい。

再度、申し上げますけれども、やっぱりこういうイベントは早め早めに案内していただきたい、告知していただきたいというのがお願いです。これで私の一般質問は終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、4番金城渉議員の発言を許します。

○ 4番 金城渉議員

通知しましたとおり、1番、観光協会監査について。3月の定例議会において監査の継続中であるということを経由に監査の結果（外部監査の必要性）が村長の答弁から得られなかったため、その後の答弁をお聞きします。要するに監査を終わったのか終わっていないのか。村長が強調していた外部監査を入れるということはどうなったか。そのお答えをお伺いします。

○ 新里武広村長

金城議員の質問にお答えします。本協会への監査は3月の定例議会でもお話しました1月30日から31日の2日間実施されております。2月10日に監査の結果に関する報告書が提出されております。会計処理については、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、改善または検討する事項が見受けられたとの指摘がされております。家賃の未納の発覚。支出については年度を超え次年度に支出されるなどの不適切な会計処理を行っていたとの指摘がありました。

その他、是正すべき事項4件、軽微な指摘事項5件、担当課においては今回の監査結果に基づき協会で指導監督を実施し、報告書を提出するよう監査委員のほうから求められておりました。

3月付けで監査委員へ指導監督の状況を提出し、3月15日に監査委員のほうへ指導監督の内容を確認していただいております。結果、監査委員会からの令和3年度における協会の外部監査の必要性は特にないものと理解しております。

なお、この指導結果、指導等については、対応されたのは観光協会事務局員が対応されておりますので、観光協会のほうには、その内容等がいつているかと思えます。

○ 4番 金城渉議員

僕がずっと気になっているのは、外部監査という言葉が、村長は選挙前から選挙のネタにされていたような気がするんですよ、外部からの。非常に観光協会はブラックボックスだと、そういう風評が非常にあって、私たちは適正な運用をしてきたつもりなんですけれども、軽微な改善とは、ある程度常識の範囲内なのかなと。どの外郭団体にもあり得るレベルかなと私たちは思っていたんですよ。外部監査、外部監査と強調しますけれども、実際、渡嘉敷村で外部監査やった経緯はないと聞いていますこれまで。外部監査、渡嘉敷村ではできませんよ。村長それは、前職は監査委員事務局長ですよ。外部監査を渡嘉敷村でできると思いますか。その裏付けをご説明いただけますか。

○ 新里武広村長

ただいまの質問については通告書にはありませんのでお答えすることはないかと思えますけど、参考までにお答えいたします。渡嘉敷村の監査委員基準というのがありまして、これは第13条、監査専門委員、外部監査人等との連携という言葉があります。第13条におきましては監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。2、監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるように、監査専門委員、外部監査人等との連携が図れるものとされておりますので、その基づいたことで3月は答弁しております。

○ 4番 金城渉議員

外部監査というのは、非常に厳しい行政指導ですよ。私も調べました。県内の町村で外部監査を可能な条例をもっているのは座間味村だけです。渡嘉敷の今の条例では外部監査

はできません。これはまたこの場で議論しても始まらないから、改めてお互い資料を出し合って確認しましょう。

1 番、監査終わったということで理解します。

2 番、施政方針について、村長のほうで公表されましたが、どの事業を何から実施されていますか、いつ頃から。

○ 新里武広村長

施政方針、ちょっとページ数だいぶあるんですが、何から、何時からということですのでお答えいたします。まず、施政方針の3番の人財育成について、自治体DXを推進、沖縄フィナンシャルグループからの専門的人財の派遣ということであってあります。この件については令和5年4月24日から実施しております。

次に、4番、沖縄振興特別推進市町村交付金についての内容が組み込まれています。その中で離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては令和5年4月1日からやっております。あと、美化清掃事業、こちらのほうも令和5年4月1日付けでやっております。あと、海域安全確保事業におかれましては、これは4月16日に契約をし、4月16日から着手というふうになっております。あと、自動車航送コスト負担軽減事業におかれましては令和5年4月1日。渡嘉敷村防災体制強化事業におきましては、契約は4月28日、着手は6月15日からとなっております。

次に、5番の沖縄離島活性化推進事業費補助金について、これは航路安定化事業ということなんですが、令和5年4月3日に公布が決定されております。

次に、民生課関係で、高齢者福祉について。高齢者保健福祉計画の策定については6月6日入札契約をしております。

次に、妊娠出産子育て支援子ども医療費助成については、これは令和5年4月1日から実施しており、内容としては船舶運賃の全額補助ですね、これは4月1日から実施しております。あと、出産助成金制度、出産子育て応援金についても4月1日から実施しております。子ども医療費助成事業につきましては、これは現物給付による窓口無料化を現在4月1日から継続中でございます。

次に、保健事業につきましては、健康診査、健康相談など、先日、乳幼児検診を6月に1回目実施しております。あと、本島医療機関への通院、入院にかかる船賃の補助、こちらのほうも4月1日から実施しております。

次に、7の国民健康保健特別会計についての中の月1回診療所との連携会議の開催ですが、これも定期的に今実施しているところでございます。

次に、陸上交通について、これはバス事業者による一般乗合の旅客自動車運送事業についても令和5年4月1日から実施しているところでございます。

次に、一般廃棄物処理施設の運営についても現在実施しているところでございます。

あと、毎月0の付く日にゴミ清掃されていますけれども、こちら0の付く日はずっと

継続して実施しているところがございます。

簡易水道につきましては、今年度、財務会計のシステムの改修、例規の整備、固定資産等の整備ということで掲げてありますけれども、こちらのほうも4月12日に本年度分については契約し、4月26日から着手しております。

消防防災救急救助対策等については、先ほど申し上げましたとおり防災体制強化事業、4月28日に契約し、着手は6月15日からとなっております。

観光産業の振興につきましては、とかしきまつり、これは先ほど玉城保弘議員の質問にもお答えしましたとおりでございます。とかしきマラソンにつきましても先ほど答弁いたしましたとおり、6月8日とかしきマラソン実行委員会総会を開催して、規模縮小の上、プレ大会として開催することが総会において承認されております。

水産業の振興について、阿波連漁港内の浮き桟橋の補修等については、4月12日、阿波連漁港浮き桟橋の杭補強設計業務が終わりまして、業務を着手しております。これは4月の12日です。これは設計業務ですので5月22日に設計業務は完了して、現在、発注に向け準備中でございます。

村道の整備につきましては、環境協力税を活用した草刈り等を計画として上げておりました。これは5月18日に前期分村道清掃作業と委託業務を入札いたしまして業者が決定され、5月22日から業務を着手しているところでございます。

教育行政におきましては、基礎学力の向上の推進、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会、文化的事業の派遣などについては既に令和5年4月から実施しているところがございます。給食等については、成長期にある園児や児童、生徒の健康の保持と健全の大きな役割を果たすことから、栄養バランスのとれた安心・安全な給食の提供というふういうたっております。こちらのほうも4月1日から実施しております。

○ 4番 金城渉議員

長々とありがとうございました。僕の質問の仕方がまずかったかな、業務報告してくれということじゃないんですよ。前政権の批判をして選挙で勝って村長になってるんで、現在、新里村長になって何か目新しいこととか、自分が村長になってこれをやったんだというのはありませんかということですけどね、まあ、それはいいですよ。ほとんど外部からの補助金などで事業を行っていますよね。特に今回、次の質問にも絡みますけれども、離島活性化推進事業、さっき報告で上げていましたけれども、私が言いたいのは、自力で稼いで何かしたか。要するに財政基盤の脆弱を村長は指摘しているんですよ。財政力指数が県平均0.39%の3分の1の0.10しかないんですね。そういうところを村長は努力して少しでも上げていこうという努力をしたかなということを知りたいんですよ。例えばですよ、施政方針でふるさと納税制度とか、いろんな方法で税収を上げたいということを知りたいんです。村長はおっしゃっていましたが、ふるさと納税に関して、村長個人的に何件か引っ張ってきましたか？

○ 新里武広村長

この件については現時点ではお答えを控えさせていただきます。以上です。

○ 4番 金城渉議員

私ごとですけれども、村の税政が村長が最初におっしゃった県平均の3分の1しかないということでショックを受けて私自ら努力しました、今年。私、個人の納税が国税636万9千600円、村税が231万4千500円、私は議員として努力して村の財源確保の一端として身を切って納税しています今年は多めに。村長もそういう努力はされていますか。

○ 新里武広村長

この件についても現時点ではお答えを控えさせていただきます。

○ 4番 金城渉議員

はい、分かりました。

3番にいきます。3月の定例から引っ張っていますけれども、高速船の問題についてですね。さっき触れた内閣府直轄事業の離島活性化推進事業補助金、それを活用して高速船を繰上購入すると。私は不良品だと、私は断言しています。村長は一切瑕疵はないと。このお考えは変わりありませんか。

○ 新里武広村長

はい、変わりはありません。

○ 4番 金城渉議員

行政でもいろいろ協力いただいて資料を請求していますけれども、なかなか資料が揃わない。一番肝心のオーダー表、要するに仕様書などは本村にはなくリース会社が一方的に持っている。なので私が請求した資料は提出できませんという答えがきました。15億円の品物を買って、普通は複写で割り印して持っておくべきですね。それがないということはどういうことかと。15億円の買物をしてオーダー表がないというのがね、それも不思議ですけれども、それは行政に対しての精一杯の限界だと思っています。出せないというのは。議会でこうしていろいろ問題点を指摘しても平行線だと。行政、立法、残るは司法しかないんですね。ここでこれ以上話を続けても平行線で終わってしまうので、村長のお考えは今はっきりおっしゃっていたように活性化事業の補助金はもう交付されているので問題なく進めると、そういうお考えでいいんですね、再度確認します。

○ 新里武広村長

これは金城議員の②の質問での回答でよろしいのでしょうか。

○ 4番 金城渉議員

今③の高速船問題に移っています。すみません。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城渉議員

失礼しました。私のほうで質問の内容を飛ばしていました。①ですね、すみません、戻します。リース会社と行政、私を含めた説明、ヒヤリングをお願いしたんですけど、その返事もないまま。行政に資料を請求しても実際上がってきたのは、前回の議事録にも載っているとおり私はタイトルまで提示して資料請求しているんですけども、実際上がってきたのは2日前なんですね。私は今回の議会で資料として使おうと思ったんですけどもなかなか時間がなくて。結局、行政も議会も協力してもらえない、解決に至らない、じゃあ司法しかありませんねという考えを私は思っています。

②にいきます。令和5年度の沖縄離島活性化推進事業費補助金（内閣府5億3千300万円、村2億3千万円）、高速船買取りを進めるのか伺います。

○ 新里武広村長

金城議員の②の質問にお答えいたします。高速船の買取りについては粛々と進めてまいります。

○ 4番 金城渉議員

粛々じゃなくて堂々と進めてくださいよ。今ここではっきり断言しているわけだから。粛々じゃないですよ、自信を持って瑕疵が全くないと堂々と進めてください。私は問題がありというふうに関内閣府の方たちにも指摘はしています。なぜ私がこれを今買取りに水を差すのか、国が5億円も出してくれる事業に水を差すのかと皆さんお考えかもしれませんが、さっき手前味噌で僕の納税額を数字出しましたけれども、僕は税金を非常に大切につかうべきものだと僕は思っております。税金の使い道をきっちり、筋が通った使い方ならオッケイですけども、問題があるんじゃないかと疑問を持たれることはきちっと議論して解決するべきだと思っております。それで今水を差している形になってはいますけれども。

村長と同等リース会社はこの船に対して物理的に欠陥は一切ないと、オーダー通りの品物を提供していると、それは断言しているわけですね。私は問題ありと。ずっと平行線なんです。私が問題提起しているのは、村が買い取ると、今後この船は自腹で全て管理しないといけないんですね。現場の方、船長、機関長、乗組員にヒヤリングしたら、今で目一杯だと、能力的にエンジンのね。今後、海水温、上がっていく、定員も増える、もちろんエンジンというのは機械ですから消耗しますから老朽化していく。今45分でやっと走っているけれども28ノット、今後、村の大切なものを預かっているので保護しないといけない、エンジンを守らないといけない。ということは自ずと回転を落とさないといけない。じゃあ50分になりますね、最悪55分。あと5年間だんだんスピードを落とさないといけない。それと、もし無理して村長が回せというのであれば回しますよと。その時にパンクしたらエンジンが壊れたら億単位の損害を受けるわけですよ。このエンジンはドイツ製で世界で一番高い高級エンジンですよ。代替え部品の納期も遅いし、高額だし。

エンジン本体が壊れたらもう億単位ですよ。船はなくなる。僕はそういう可能性もあるので今慎重に再検討すべきじゃないかと思って、今、質問しているんですけどね。

実際、内閣府の方に聞いたら、初耳だと、こういう問題が上がっているのは。だから今日、傍聴に来ているんじゃないですかね、こういう問題が起こっているということを耳にしたもんですから。この場で村長は一切瑕疵はないと断言しているので、じゃあどうぞ進めてください、としか僕は言えないんですよ。じゃあ私は私なりに今後司法の場できちっと、税金の使い道ですよ、正確につかわれているか、それを質していこうと思っています。

○ 當山清彦議長

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

次に、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ 5番 新垣一史議員

おはようございます。通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。まず、1番目に、とかしきまつりについて2点伺いますが、先ほど玉城議員の質問にもありましたので補うというか確認したい部分を聞いていきたいと思えます。1つ目の、プロポーザルで公募したまつり運營業務の公募結果の内容を伺うのですが、公募結果は公表もされていませんし、先ほど村長の答弁でもありましたのでちょっと確認ですが、公募件数1件で、確認したところ認識の違いにより事業所のほうが辞退ということだったんですが、もし可能であればこの認識の違いはどういったものがあつたのか教えていただきたい。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。業者の方との食い違いがあつたところといたしましては、これまでのまつり自体が実行委員会さんが主になって実施していると。ただ、今回プロポーザルを実施するにあたり観光産業課としては全てを受注業者さんをお願いするという認識だったんですよ。ただ、応募してくださった会社の認識としては実行委員会が存在しているという認識での業務分担というかたちになっていましたので、そこが一番大きな齟齬になります。

○ 5番 新垣一史議員

分かりました。以前のような実行委員会ありきのかたちであれば請け負うことができるが、全部こちら側でというのでできないということで辞退されたということですね。

プロポーザルについてもう一つ確認したいのが、以前この件で質問した際に、事業所の検討をする場合どういった方々で検討されていますかという質問をした際に、前村長のおかげですけれども、課長級以上の村長はじめ課長級以上で選定しているという話の際に、村民のため、島のためのまつりを委託するにあたって、村民の声も反映させないといけないのではないかということで、選定の際には行政だけではなく商工会だったりそういった人たちの参加も必要ではないか。商工会、観光協会、その他の団体が必要ではないかといった際に、前村長ではありますが、検討しますと、そういった意見も分かりますので検討し

ますという答弁があったんですが、今回、選定の際にはどういったメンバーでされたのか。また、村長代わられましたので、新里村長としてはこのプロポーザルを続ける場合、選考する場合のメンバー、どういったふうなメンバーでやるのがいいか、行政だけでやるのか、民間からも入れるべきなのか、新里村長の意見も伺いたい。

○ **新里武広村長**

プロポーザルということで、前座間味村長が打ち出しておりました。しかしながらコロナの影響でプロポーザルでの募集ができておりませんでしたので、まだ経験はないんですけど、やはり島のまつりということで、島の住民の方の意見が沿えるようなかたちのまつりにするのが一番ベストだというふうに考えておりますので、当然これまで実行委員会方式でやっておりましたまつりについては、いいところはこれまでどおり、変えなければいけない点については変えていこうという私の志がありますので、そのへんを踏まえた上で業者選定についてはやっております。

その中で、プロポーザルに参加できる業者におきましては制限があり、当初、渡嘉敷村内の商工会の会員、あるいは渡嘉敷村の商工会に会員として入っている那覇の業者さんに選定しまして、限定しましてプロポーザルというかたちで呼びかけをしております。詳細については小嶺課長のほうからさせます。

○ **當山清彦議長**

休憩します。

再開します。

○ **小嶺国土観光産業課長**

議員のご質問のありました選定委員会の人選についてはですね、今回のプロポーザルに関しては以前と同じ委員として民間からのものに関しては入れてない状態で実施しておりました。以上です。

○ **5番 新垣一史議員**

今課長の答弁で、前回と同じ選定委員ですが、村長の答弁で民間からの意見も必要であるというふうに聞いたので、もしプロポーザルを続けるのであれば、そういった事も検討していただきたいと思います。

2番の質問なんですけれども、コロナ禍において中止してきたとかしまつりですが、まつり実行委員会も解散し、プロポーザル公募でも何度か去年もやっていますよね。プロポーザル公募も上手くいっていない現状で、今後まつりに向けてどのような動きが必要だと思うか見解を伺いたいんですが、先ほど玉城議員の時の答弁で、村長が実施検討委員会を開いたということもありますし、8月中旬に開催をしたいという希望も話されていたんですけれども、正直、今の時期からどういったかたちでやるかちょっと難しいと思うんです。検討委員会でのどのような話し合いがされたのか。また、そのまつりをするには今後どういった行動が必要か、動きが必要か見解を伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

まつりの開催は当初は8月の後半に予定できればという理由はですね、お盆が8月の土日月曜日ですかね旧盆が始まると、その辺りに開催ができればというふうに調整をしておりましたが、村内の商工会さんだったりとか関係団体といろいろ協議した上、8月後半の開催は厳しいですということで、時期も3年もやっていないわけですから、この機会に時期も秋口にもっていったらどうかという意見等もありました。特にこのプロポーザルに参加したいと欲していた業者の話になりますと、予算のほうも3年前に比べるとだいぶ上がりました。その中でこれまでどおりのまつりの開催は厳しいです。あと、村側が役場を中心とした村がある程度のバックアップ、例えば安全対策であったり、テントの設営等、車の送迎等を含めたのを村にお願いできないかということも話がありましたので、そのへんでだいぶ開きがありましたので、そのへんをもう一度見直していこうということから関係団体、関係機関の方々といろいろ調整をして、とりあえずは心は一つにまつりを開催しましょうということでしたので、一つ一つ解決した上で開催に向けて進めてまいりましょうというのが今現時点での話となっております。

○ 5番 新垣一史議員

関係されている皆さんとも話し合っただけでまつり開催に向けて努力されているとは思いますが、今答弁にもあった業者さんたちから予算的に厳しい、現在の世界情勢等を含めていろいろ物価が上がったりとかで、コロナ前の3年前のような予算で同じようなまつりを行うのは難しいということもありますし、第5類に落ちたとはいえコロナが収束したわけではないので、また新しいかたちの開催方法とかですね、そういったのを検討しないといけないと思います。その中で実際この年度でまつりを開催するというのは、これは僕の意見ですけれど正直難しいのかなと思うところもありますので、開催するのがもちろんベストです。やっていただけるのが村民にとっても観光客の皆さんにとってもいいことだと思いますが、正直難しいと思う中で、以前のかたちに戻してくださいというわけではないです。先ほど言ったような新しいかたちにするにしろ、予算をまた検討するにしろ、開催時期をいつにするか、そういったのを含めて全て検討、もみ直してやらなければいけないのかなと思うところがあります。

先ほど言っていた実施検討委員会もっていらっしゃいますので、そこで改めてまつりの開催を今年するのか、どういったかたちにするのか、時期はどうするのか、予算はどうするのか。もし予算が足りないのであれば補正も上げないといけないでしょうし、そういったものを含め、前回の実施委員会では、そういったことも話し合われたのか。それとも今後そういった話し合いをもっていく予定があるのかを村長に伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

この件についてはですね、一回しかまだ会議を開いておりませんので、これから計画的に関係業者と調整した上で会議を進めて、開催に向けていろいろ調整してまいりたいと思

っております。

○ 5番 新垣一史議員

業者だけでなく、団体、住民の意見を聞きながら開催に向けてぜひ尽力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2つ目の質問に移ります。ここも2つ挙げていますが、有害鳥獣対策について伺います。まず、1つ目、昨年令和4年度の捕獲実績と、短いですが、まだ2カ月しか経っておりませんが令和5年度これまでの捕獲実績があれば伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。令和4年度の捕獲実績は110頭となっております。令和5年度これまでの捕獲実績につきましては、現在報告を受けているのは1頭となっております。

○ 5番 新垣一史議員

ありがとうございます。昨年が110頭、毎年これぐらいの数かと思います。今年は今のところ1頭ということで、月曜日からですか集中捕獲が始まって、またその結果と思うんですが、5年度の1頭というのは村が設置した箱わなに掛かったということですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、そのように報告を受けております。

○ 5番 新垣一史議員

分かりました。今の質問からそのまま続けて2番目の質問に移りたいと思うんですが、村が設置している箱わなに掛かったのが2カ月で1頭ということで、2番目の質問です。現在、村が設置し稼働している罠の数、あと見回りとか確認、そういった対策をどのように行っているか伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

箱わなの設置している数は29基となっております。見回り等につきましては、罠を設置している捕獲隊員の方が適宜見回りを行っている状況です。

○ 5番 新垣一史議員

29基設置して捕獲隊員のほうにお任せしているということですが、この29基ただ置いているだけでは入らないと思います。見回りして餌を置いたりとかいうような対策をしないといけないと思うんですが、そういった細かいところは商工観光課のほうではそこまでは把握されていないということですか、全て定期的に行っているということですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

罠につきましては捕獲隊員の方が管理しているかたちになっていまして、設置されている方が餌とか、掛かっているか、掛かっている場合は処理するまでを捕獲隊員の方に実施してもらっています。なので詳細なことに関しては把握していないというのが実情です。

○ 5番 新垣一史議員

詳細のほうは、罠の数等は把握していて、捕獲頭数も把握しているけれども、餌の交換

だったりだとか、そういった細かいところまでは把握していないということなのですが、今回この質問をしたのが、コロナが第5類に下がって、実際観光客の方々等も渡嘉敷のほうにまた戻って来られている。そういった状況もありまして、この4月からでも昼の時間帯、12時半とか真っ昼間にも関わらず村道のほうでイノシシを何度か見かけることがあります。観光で来られた方たちはバスでそのまま民宿の車でビーチのほうに移動される方もいらっしゃいますが、散策しながら景色を楽しみながら歩かれる方たちもけっこういらっしゃいます。そういった方々たちがはち合わせして何かあった場合、観光立村で売っていますので、そういった事故等があると、イメージダウンに繋がってせっかく戻ってきた観光のお客さんたちが激減することもあるかと思えます。

それで先ほど聞いた捕獲頭数ですね、110頭、昨年も集中捕獲行われています。現在も行われています。集中捕獲で取れている数というのが主で、村内の罠が稼働して取れている数というのが少ないのではないかと、村のほうももう少し詳細を把握していないではなく力を入れて、駆除に本腰を入れないといけないのではと思うのですが、そのへん村長の意見を伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

新垣議員のおっしゃっているとおりで捕獲数が年々減ってきていると、しかしながら実際的にはイノシシは減ってはいないと思われますので、そのへんを捕獲隊と調整して対応について検討し1匹でも多く捕獲ができるように進めてまいりたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

ぜひお願いしたいです。今、人的被害観光客等住民等含めて人的被害を例に出していいましたが、農業被害もなくなったわけではありません。やはり根絶に向けて、ぜひ積極的に行政のほうも動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後3つ目の質問に移らせていただきます。この質問も2018年、あと2020年に2回、計3回以前に行っているんですが、水害高潮対策について伺いたいと思います。渡嘉敷川の台風時高潮による浸水被害対策は現在どのように考えられているか、以前の答弁で波除堤建設すれば静穏度が上がり良くなるだろうという見解が県のほうであったということだったんですが、波除堤建設も未定のままです。何らかの河川氾濫の対策が必要だと思いますが、村のほうの見解や県とその後どういった話し合いが行われたか、伺います。

○ 新里武広村長

新垣議員の質問にお答えいたします。この渡嘉敷川の台風時の高潮による浸水被害についてなんですが、高波に起因する浸水対策については、今後、整備予定の渡嘉敷港の静穏度向上対策により、一定の軽減効果があると考えられるとの沖縄県の見解があります。そのため1日も早く渡嘉敷港の静穏度向上対策に向けて協議調整が必要だということをお新垣議員の方から言われておりました。本来ですと、玉城デニーさんが行政視察に5月16日に来村される予定で、そのときにもこの件については要望しようということではありました

が、こちらの都合で玉城デニー知事の行政視察が延期となっております。しかし、去った5月25日、沖縄県土木建築部と、あと南部市町村との行政懇談会等があり、そのときに県の港湾の開発官ですね、高良開発官という方がいらっしゃるんですが、その方にも実際お会いして、今の現状、渡嘉敷川、渡嘉敷港の現状をお話しまして早めに協議して、この静穏度の確保のために進めていきたいという旨を伝えてあります。

それによってこれから今後、早い時期に協議して進めていこうというふうになっており、これも去った6月8日先週ですね、南部土木事務所の河川港湾班の班長が実際渡嘉敷のほうに来ましたので、そのときにも課長、担当含めて私の方からお願いしておりますので、予算の確保等もあとは設計等の見直し等もあるようですので、これから協議して、早めに港湾の対策をすることが、渡嘉敷川の台風時、高潮による浸水被害対策が整えられることだと認識しております。

○ 5番 新垣一史議員

港湾も河川も施設管理者は沖縄県ということで、そのほうは要請お願いというかたちになると思うんですし、工事が大規模な工事になるのでなかなか進まないのはわかるんですが、やはり住民の安全財産を守らないといけないので早めにという、いつという期限がわかるならいいんですが、早めにできるよう努力します。というのでは明日、明後日もしかすると来るかもしれない災害で、守らなければいけない場所があるということですね。

2020年同じように台風が来た際には、高潮被害が考えられるということで役場のほうから土嚢やベニヤを使って、これで対策をしてくださいということで、一緒に被害があった家のほうを対策したというふうに伺ってます。ですからそれ以降そういった台風がなかったということもあるかもしれませんが、前回この間の台風2号の際、高潮もあって台風の規模が小さかったので、そこまでの被害が見込めなかったかもしれませんが、実際、河川見ると相当上がってきていましたし、そういった注意喚起対応も必要なのかなと思うんですが、周辺の住民の方に少し伺ったところ、特に連絡はなかったです。というふうに伺いました。

この大規模な工事が直ぐにできないのはわかるんですが、行政として少しでも被害を減らすための対策を2020年のような対策とか、以前の答弁で止水板の設置等の答弁も検討するという答弁も以前あったんですが、そういったのも含め行政のほうで、できそうな対策、そういう動きをしたいという意見があれば、村長個人の意見でもいいですし、行政としての意見でもいいです。ちょっと質問そこまで細かく書いていなかったもので、答えるのが難しかったらけっこうですが、そういった村独自の対策何か考えられることがあれば教えてください。

○ 新里武広村長

住民を守るのが村長、私の役目であり村行政の役目でありますので、今、新垣議員が持っておられる情報等あるいは住民から聞き取りによって対策のほうはやっていきたいと思

います。そのためにはいろんな方々、知識を持った方々の意見等も交えて検討してまいりたいと思います。議会と執行部とは両輪でございますので意見がございましたら、ぜひジブンも貸していただければというふうに思っています。よろしくお願いします。

○ 5番 新垣一史議員

ぜひ、我々議会、私個人も、そういった被害ができるだけ最小限でおさまるように尽力いたします。大規模工事が進むのが難しいのであれば、応急処置であれ、災害の規模を小さくするそういう努力をしていかなければならないと思いますので、勿論工事のほうもできるだけ早く進むように、そして波除堤だけではなくですね、河川のほうが先に目処が立つ工事ができるのであれば、そちらも並行して検討していただいて、こういった災害被害ができるだけ早く解決するようにお互い頑張っていきましょう。ぜひよろしくお願いします。以上で、私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて2点ほど一般質問をしていきたいと思っています。まず学校給食費についてでございます。この質問は初めてじゃありません。何年か前にも同じような質問をしております。たぶん皆さんの答弁も全く前と同じような答弁じゃないかなと思っておりますね、あえてしております。というのは、今、島全体が田園風景がほとんど見られなかったんですけど、最近、何名かの方々が頑張っていて、クンミヌクシあたりは3分の2程度ぐらいまでは、そういった水田風景が戻りつつあります。

その方に聞いたらですね、もう少し頑張ってみんなやったらどうかと聞いたら、いや需要が満たされないと島内での販売はできないということで、私自身も水田やったことがあるものとして、ずっと島米を食べております。特に最近は品質改良もされて、島外の米と比べても引けを取らないほどおいしく食べております。そこでですね、島内で需要が大きいのは学校給食かなと思って、そういうことは検討してもらえないかどうかを質問したいと思います。

○ 金城満教育長

與那嶺議員の質問ありがとうございます。過去にもこの質問がされているということですが、島内で生産された農林水産物、農家の方、漁業従事者の方が一生懸命取ってきたものであります。これについていろんな角度から島内で消費ができないかというお考えについてはすごく素晴らしいことだと思います。地産地消という言葉がありますので、これは沖縄県も推奨しておりますので、これについては村としても同様に推進していくこ

とが大事だというふうに思っております。

そこでご質問にあります島米産を学校給食に使用できないかという件でございますけれども、これにつきましては、まず一定の品質がまず確保されることが条件だというふうに思っております。一定の品質につきましては、子どもたちが食べる物ですので、安心安全な給食の提供というのが基本前提でございます。その中で農薬が含まれていないことなど、これが条件になります。そして当然一定の品質が確保されていて、なおかつ要するに主食でございますので、安定的に生産されるというのも条件のひとつでございます。その中で当然そういうのがクリアできれば学校給食には使用できるものというふうに考えております。ということですので、なかなか先ほどおっしゃっていたように、なかなか需要が行き渡る大量に生産というのは現状では厳しい状況というふうには伺いますけれども、せっかく島に戻ってきて、こういう農林水産物を生産して島おこしをしようという考えをもっていられる農家の方、あるいは水産業従事者がいますので、その方々にそういう島のものを消費していただくというのは大事なことだと思っておりますので、学校給食に島産米を使う場合には、学校給食は栄養士の管理のもとで栄養価を考えて出しておりますので、一番はお米は先ほどおっしゃっていましたが、まずはおいしい、それから一定の品質の保持、それから農薬が検出されないこととありますので、その条件がクリアできたら、ぜひ使わせていただきたいなというふうに考えております。

ただし、量も当然確保しなければいけませんので、安定生産で安定供給していただくということも大事です。ただしそれが難しいというのであれば給食週間とか、そういう何かの特別な時に提供していただいて学校給食として取り入れるということは可能だというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

前回の質問と違ってですね、とっても希望的な答弁ありがとうございます。

あと1点ですね、もうひとつ聞きたいのが、先ほどから教育長、一定という言葉をお使いですけど、たぶんご存じのように、この島では農薬というのもJAさんが農薬を取り扱っていないだけに、いっさい農薬は使っておりません。ですから一定というのを、ある程度理解していますけど、もう少し具体的に言っていただいたら、私もその旨、農家の方に伝えて企業努力なりして、学校給食に反映できるような伝達をしたいなと思っておりますので、もう一度一定という言葉詳しく説明をお願いします。

○ 金城満教育長

私、一定という言葉を行いましたけれども、これは基本的な先ほど言いましたけれども、農薬がまず含まれていないこと、あとは米のおいしさですね。今は品質上すごく良い米を生産されていると思いますので、子どもたちが口に入るものですので、おいしいお米を提供したいなと思っておりますので、いろいろ検査機関が検査をしてくれいろいろあります。それについては常時提供する主食米については、今、学校給食会という所から提供してい

ただいておりますので、それについては自主的にいろんな検査をしていただいておりますけれども、そこはなかなか難しい部分があると思いますので、まずは先ほどおっしゃったように農薬が含まれていないことということで、おいしいお米を提供していただければその中でしっかりと学校栄養士、管理している栄養士さんがいらっしゃいますので協議をして、勿論教育委員会も協議をして、学校のほうに勿論これはただでというわけにはいかないと思います。価格とかですね、あとはどれだけのキロ数を提供していただくとか、そこらへんをしっかりとクリアしていただければ、学校給食のほうに使っていただくことは可能だと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

いろいろありがとうございます。また今回も前回と同じ答弁なのかなと思ひながら、このような期待ある答弁は農家にも勇気づけることだと思っております。ますます彼もこれ以上に頑張ることだと思ひます。

次いきます。2番、水道施設についてでございます。これは企業局に管理するということは我々議員も承知のうえで同意しました。今、村民から実際の工事始まって1年ぐらいはなりますよね、実際、隣村まで、水道引っ張るんじゃないかという疑問の声が聞かれております。それはあまりにも設備投資がすごすぎると、これは絶対島内だけじゃない絶対隣村まで引く計画ははずだという不安があつてですね、議会でぜひ聞いてくれないかということと言われて、これは隣村まで引っ張らないという約束ですよと言っても、いや絶対あの施設では隣村まで引く可能性があるということですので、そこらへんは事実なのかですね、お答えしていただきたいと思ひます。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、ではご質問にお答えします。隣村への送水については検討されておられません。以前にもご質問があつたようなんですが、検討事態をしていないというかたちになりますので、もし村民の方からご質問がありましたら、議員の皆様もそのようにご説明していただくようご協力をお願いいたします。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これね、課長、昨日でしたかね、課長から電話があつて、実際、企業局に確認したら水道配管事態にリスクが大きすぎてとてもじゃないけど、そこまでは引く計画はないということですよ。これですね、役所仕事ですので、これぜひ何らかの書面でですね、それをやっていただけないのかなと、ただ口答では引きませんよ言うけど、技術開発によっては3年後には引く可能性もあるので、一切引かないという約束事項を交わしていただけないものかなと思ひます。それをお聞きしたいと思ひます。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 小嶺国土観光産業課長

この件につきましては、現時点ではお答えを控えさせていただきます。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、課長がおっしゃったとおり、隣村には送水しないということを村民に伝えて安心していただこうかなと思っています。

次いきます。飲料水の権利は全て企業局にあるのかというのを伺うと書いてありますけどね、これは①とちょっと関連しているのは、やっぱり隣村まで引くとなったら、この貯水池の農業用水も全部持って行かれるんじゃないかなという農家の心配があつてですね、それはあくまでも農業用水として溜めて、これ議会を通して、今、現在、兼用している状態でありますので、これ隣村まで引くとなったら、そこに待ったをかけたいという農家の方が多かったので、これはそういう隣村に運ぶ送水することがないとなったらあまり、効力のない質問かと思っておりますけれども、一つだけ課長伺いたいのはですね、これあくまでも貯水ダムであつて、農業貯水池はこれは水道局の権利ではないですよ。これは農業用水、優先ですよ。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、農業用ため池については、農業のために作成しているものですので、これは農業優先となります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

水を制するものは国を制するという言葉があるようにですね、今年は特に空梅雨の非常に村民も水に関しては敏感な時期といいますかね、今年の夏場は大変な夏が来るんじゃないかなと危機感を持っております。そういうようなことも水田というのは一番水を使う農業であります。その目的を後で優先して全く水がなくて飲み水がなくてというのとはまた話は別にして、その有効利用もしっかりと目的を達していただきたいなど、何よりも隣村に送水しないという決定事項がありましたので、それを安心して、私の一般質問を終わります。以上です。

○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、2番座間味満議員の発言を許します。

○ 2番 座間味満議員

通告書のとおり一般質問したいと思います。前回もあげたんですが継続質問ということ

で、学校側から公民館前までの県道の修復についてなんですが、その後の進捗状況について伺います。村長3月に玉城知事の視察予定されたが実現できなかつたので、それに対して私どもは南部土木事務所の管理班のほうに足を運んでおりませんでしたので、今後この実現に向けて県のほうにもお願い、あと南部土木事務所にもお願いしにまいりたいと思いませんというふうな回答をいただいているんですが、その後の進捗状況をお願いします。

○ 新里武広村長

座間味議員の質問にお答えいたします。座間味議員先ほどおっしゃったとおり、県知事が来た際に要請しようというふうに考えておりましたが、県知事の行政視察が延期になったということで、沖縄県と南部土木事務所とは調整できなかったんですが、去った先ほども河川の件でお話をしました5月の25日に沖縄県の土木建築部と南部市町村との行政懇談会において、県の道路管理課長あと南部土木所長の方とお会いしまして、直接この件については要望しております。県の回答といたしましては、これから調整予算との問題があって、これから村側と調整のうえ進めていくという回答はいただいているんですが、それまでは簡易アスファルトでの対応を渡嘉敷村にお願いしたいという旨の回答がありましたので、ちょっとくぼんだりとかしたときには、簡易アスファルトを使用して対応していきたいというふうに考えております。沖縄県としてもこの件については前向きに検討していくということでございました。

○ 2番 座間味満議員

県と調整できていると、その間は村単費で少し修繕するというふうなかつこの答弁なんですけど、これまた県のほうに行って、お互いまた相談しながら、いつまでにできるかと、今の答弁を聞きますと何月までにやるという答弁じゃないんですよ。これずっとおくとまた来年も同じことになるんじゃないかと思しますので、今年何月ぐらいに行く予定というのが、計画されているのか、お伺いします。

○ 新里武広村長

何月ぐらいにいくかというのは、まだ日程の調整はしてありませんが、出張、私、沖縄によく出る機会がありますので、その際に具体的に南部土木事務所の維持管理班のほうを担当しておりますので、その担当の課長等とも調整をして、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

それでですね、村長。考え方としては村の首長ではあるんですけど、営業マン的な考えで何回も行って足を多く運ぶことに関して、県の気持ちも変わってくると思うんですよ。それに対して、できれば今年いっぱいには修復をやるか、今の状況であれば、例えば直していますよね、直しているんだけどもう少ししたらおそらくまた夏場暑くなるとアスファルトはげてくると思うんですよ。そしたらまた一般持ちだして、また修復するというふうなことになると思しますので、できれば同じことを繰り返さないように、まずこちらの方が

ら検討なされて、あとは村内まだいっぱいあると思いますので、早めに今年いっぱいの補正でもいいですから県直になると思うんですが、これに対して対応できるようにひとつ努力してもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。またできなかつたらまた一般質問しますので。

続きまして、2番村営住宅についてなんですが、今、なかなか空き屋がないというのが現状ではあるんですが、村営住宅に新たに入居される村民についてなんですが、一応現場を見に行ったら1か所だけじゃないんですけど、2、3か所、天井もちょっと傷んで下に落ちてくるということを聞いているんですが、これに対して村はお金がないから修復はできないというふうな話を聞いたんですが、これは村長の考えでやったのか、一担当の考えでやっているのか、そのへんの意見をお伺いします。

○ 新里武広村長

座間味議員の質問にお答えします。入居者からの明け渡し後に住宅の状況を確認し、畳の表替えであったり、不具合の箇所がある場合においては現状回復というかたちで修繕を行っております。その後に入居者募集を行っており、入居希望者には必ず住宅を内覧した後に申し込んでいただいている状況でございます。この現状回復についてはいろんな方のいろんな意見があって、一人一人ちょっと変わってきていますので、私もこの間、渡嘉敷アパートのほう1つ空いたので実際見に行ってきました。そこで担当課と2人で見には行ってきたんですけど、ここはきちんと直すべきなところ、例えばドアであったり、ガスメーター等が設置されているドアが一部破損しているところがありましたので、そのへんは早めに修繕するようにという指示等もだしております。よろしいでしょうか。

○ 2番 座間味満議員

村が非常に財政的に厳しいというのはわかるんですが、ひとつ検討事項として、これから入居者される方々、なかなか建て替えしようとしても落札できないというのが現状ではあるんですけど、もしあれだったら何と言うんですか。入る前に敷金をいただくとか、そのような改善方法が私は必要じゃないかと思いますが、そのへんの見解をお聞きしたいと思います。

○ 新里武広村長

ただいま座間味議員からもご指摘がありますとおり住民の意見を尊重してできるだけ対応するようにまいりたいと思います。詳細等についてはまた副村長のほうで答弁をさせます。

○ 當山清彦議長

休憩しますか。

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明副村長

村営住宅ですね、入居時には敷金もいただいております。

○ 2番 座間味満議員

この敷金は一律にして全員からいただいているのか、それとも入居するときの家賃に対しての敷金なのか、その辺をお伺いします。

○ 神里敏明副村長

敷金は当該入居者の家賃の3カ月分徴収しております。

○ 2番 座間味満議員

始めてわかったんですが、3カ月分貰っているということになれば、これは村長、修繕するのが私当たり前じゃないかと思っておりますので、これをぜひやっていただくようお願いしたいと思っておりますので、そして余るか余らんかはわからないけど、ちゃんとした畳替えも普通当たり前だと思っておりますので、そのへんよく考えてご理解していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお祈いします。

続きまして3番なんですが、プレハブ住宅について通称アマンジャのほうに住宅これ職員の住宅として建てたと思うんですが、現在、村の職員が入っているのか、そのへんの確認をお願いします。

○ 神里敏明副村長

現在、当該プレハブ1か所ありますけれども、現在入居されている方は地域村おこし隊員であります。村の会計年度任用職員として雇用している方が入居をしております。

○ 2番 座間味満議員

いわばこれは村おこし協力隊ということで補助がらみの事業だと思うんですが、実際に国県からいくらいただいているんですか。そのへんをお聞きします。

○ 神里敏明副村長

地域おこし協力隊の補助ということではございませんで、交付税措置させるということで、これ隊員一人当たり上限額というのが定められておりますので、その上限額の範囲内で交付税措置されるというふうに理解をしております。

○ 2番 座間味満議員

これですね、村長また実際こういうかたちでプレハブ造って、会計年度任用職員を採用するとした場合に、こういうのはまた発生するという可能性というのはまだありますか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

このプレハブ住宅につきましては、令和4年度にはさっきおっしゃったアマンジャの方に1棟建てております。令和4年度の事業として、あと4棟造る予定でございましたが、これは繰越事業として、令和5年度に事業を執行するというようなかたちで、今、進めて

おります。内閣府のほうと調整はしているんですが、場所を当初予定していた場所の土地が確保できないということがありまして、急きよ、旧看護婦住宅、川の側なんですね。こちらの土地に、現在建物を壊しているところなんですけど、そこに3棟造るということで、今、進めている状況でございます。入居者については先ほど言いました地域おこし協力隊をはじめ村の外から入ってくる職員を、今、入居させる予定で今進めております。

○ 2番 座間味満議員

これ実際、今、昨日ぐらいからですか、元看護師住宅、昨日から取り壊し始まっているんですけど、ここに3世帯入れる建物を造るということですか。

○ 新里武広村長

そうですね、建物自体は3棟造ると予定でございます。ただし、令和4年度アマンジャに造った建物が、今、観光協会のほうに総務課のほうから派遣しています地域協力おこし隊の意見も踏まえて、ちょっと使い勝手が悪い等々の問題がありましたので、そのへんを改善したうえで建物を造るということで、今、内閣府の方とは調整しております。

○ 2番 座間味満議員

確かにですね、いい話だと思うんですよ。なかなか土地も探せないような状況でこういう職員も採用者しても来ないというふうな状況になっていますので、ぜひ、この村おこし協力隊の活用資金が交付税で下りる限り頑張っていたきたいと思います。

それでは最後になりますけど、4番の台風時の避難場所についてなんですが、この前の台風2号が発生した際に31日ですか、一人のおばあさんがブロックづたいに役場に避難しに行くのを私見たんですよ。普通だったら放送もするけど放送もないというふうにして、後で、このおばあさんの息子に聞いたら、要するに役場に行ったというふうな話を聞いたんですけど、それに対して、また1日は、Lアラートを利用してテレビに出ましたよね、渡嘉敷村も避難場所でしたよね、このへんお聞きしたら包括支援センターが中心になってお年寄りも高齢者を迎えに行ったりとかという話は聞いているんですけど、そのへんの体制というんですか、要するに迎えに行っているのか、それとも本人に、じゃあ、今日、避難できますからいらしてくださいとか、役場の方からおっしゃっているのか、そのへんを確認したいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○ 新里武広村長

座間味議員の質問にお答えいたします。今回の台風2号の対応については、31日水曜日でしたけど11時45分沖縄気象台の発表では、1日木曜日の昼前に暴風警報発令予定との情報が出ていました。そのために私たち午後2時から私、副村長、教育長、各課長で構成される災害対策本部会議を開催し、避難所開設を1日木曜日の朝9時に設置することを決定しておりました。しかしながら結果的には台風の色度が前日の予想以上に早くなり、1日の午前6時9分に暴風警報が発令されたため、村としては午前7時に避難所開設をしております。

マニュアル等については、渡嘉敷村の地域防災計画の災害応急対策に基づいての対応となっておりました。その際に地域包括センターの職員等は民生課の職員でございますので、民生課からの指示のもと、こちらのほうに避難指示してもらっております。

○ 2番 座間味満議員

村長あのですね、渡嘉敷の高齢者とかは限られておりますよね、だからそのへん前よりは対応はやりやすくなっていると思うんですよ。事故が起きた場合に対応するというのはよけい難しい話ですので、これからまだ台風来る可能性もありますので、そのへん早めに集まって決断して、これを迎えに行くのか、そのへも含めて検討していただきたいと思いますので、そのへんの答弁をお願いします。

○ 新里武広村長

座間味議員のおっしゃるとおりだと思っております。私としても避難勧告や避難指示は避難所での手当、運営、生活支援等その後の村の負担となり、結果が空振りに終わった場合には、他の町村におかれましては、住民からの苦情が殺到する可能性があることなどから、決断に苦慮することがあります。村の負担や住民職員の苦情は大変でも負傷者がでることとは全くの比較にはならないと思っておりますので、早めの対策を講じてまいりたいと思います。見逃し三振よりは空振り三振を志していきたいというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですが、非常に素晴らしいかと、私なりに理解しましたので、やっぱり安心感を与えるとこれが一番じゃないかなと、私は思っておりますので、これからも、そういうふうなことがないように、これからも台風というのはやってくると思いますので、それに対しての早めの対処をお願いしたいと思いますので、ひとつ頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第3号、令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

報告第3号

令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

すみません、確認なんですけれども、最初の総務管理費の移住者用定住住宅建設事業の繰越しなんですけれども、先ほどから話題に上がっている3棟だと思うんですが、先ほど座間味満議員の質問の中でアマンジャの件が出ていましたが、地域おこし協力隊のための住宅アマンジャのというか、地域おこし協力隊の方が、今、入られているということで、その交付税措置で造っているのか、予算の出どころですね、もしそうだとしたら地域おこし協力隊以外は使えなくなるのかとか。そういった問題がでてくるのかと思うんですけど、あくまでも移住者用定住住宅建設事業の予算から出ているのか、それとも総務省から地域おこし協力隊に関わる予算として貰って建てているのも含まれるのか、確認したいと思います。

○ 神里敏明副村長

質疑にお答えいたします。この報告につきましては、移住者用定住住宅建設事業これは離島活性化推進事業の補助金を使っただけの建築になります。先ほど地域おこし協力隊の交付税というのがありました。これはあくまでも地域おこし協力隊を導入、受け入れた場合の交付税措置ということでございます。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 新垣一史議員

そういう問題はないということで確認できましたので、大丈夫です。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第4号、令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

報告第4号

令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施工例第150条第3項の規定に基づき、令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ **2番 座間味満議員**

ただいまのことについてなんですが、今年ぜひ頑張って落札できるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ **當山清彦議長**

ほかに質疑はありますか。

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第5号、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

報告第5号

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、報告第6号、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

報告第6号

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、承認第1号、専決処分の承認について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

内容をお読みします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

渡嘉敷村の税条例の一部を改正する条例

専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税施行規則等の一部を改正する省令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることとなり、これに伴い渡嘉敷村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しております。

次のページから資料を添付しております。

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第22号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法第252条の6の規定により沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に沖縄市が加わることに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に沖縄市が加わることに伴い、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものである。これがこの議案を提出する理由である。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号、令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第23号

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千831万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3千161万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

ちょっと伺います。歳入の7ページ教育費国庫委託金と関連して、歳出のほうの教育支援事業費のほうになると思うんですが、この内容の説明をお願いします。

○ 金城満教育長

では説明いたします。7ページ歳入の教育費国庫委託金、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金550万、歳出も関係してきますけれども、これにつきましては、歳出も関連性がありますので、出どころも歳出のほうからご説明申し上げます。この事業につきましては、スポーツ庁の管轄の事業でございまして、令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業という事業がございまして、この内容につきましては、今、渡嘉敷中学校でクラブ活動、部活動ですね、バドミントン行っております。その中で、現在、先生方にご指導いただいているところではございますけれども、このへん昨今の働き方改革の中で、これを土日もクラブ活動をやっております。そこを地域に移行して地域の人材を有効に活かして、この活動ができないかという趣旨がございまして、外部人材の登用ということでオンラインで、一番いいのは本来は地域からそういう人材がいれば、その人たちを活かしてコーチいわゆる部活動を見ていただくというのが一番理想的なかたちではございますけれども、それがなかなか人材不足となっておりますので、オンラインで外部いろんなオンライン、要するにモニターを通じて指導していただくと、これの講師をしていただくことは、それなりのスポーツで非常に日本で有名な方とか、そういう人たちに指導をしていただくというような趣旨で実証事業として、今年度、渡嘉敷村が採択されまして事業を展開していくようなかたちになっております。

因みに、一番、部活として、これスポーツ庁の所管ですので、基本スポーツになります。その中でバドミントンやっておりますけれども、それ以外にいろいろ子どもたちからあるいは先生方から、他のいくつか実証事業ですのでやらなければいけませんので、その中で例えばダンスとか、そういうのも子どもたちから要望があれば、先生方から要望があれば、そういうのもオンラインで、実際にこの事業を部活ということで、このスポーツ活動を展開して、そして今後、何が大事かという、今、先生方の働き方改革の中で、先ほど言いましたけれども、少しずつ地域に移管して、先生方の子どもたちに対する指導を集中して行ってもらおうということで、働き方改革を推進する中で一番大事な枠組み骨組みになっておりますので、そこを軽減する。先生たちの子どもたちの土日を含めた関わりを少し軽減して、平日の学習に教科の授業にしっかりと集中していただくというかたちのものが、スポーツ庁からもこういう事業がありましたので、その中で令和5年度は展開してというかたちになっている事業となっております。

○ 5番 新垣一史議員

地域に人材がいればという話もあったんですが、将来的に地域の方が指導する場合にも同予算を少しでも謝礼というかたちで地域の方にもお支払いするとか、そういったこともできるような予算なんでしょうか。

○ 金城満教育長

はい、一番いいのは地域です。地域にそういうコーチをやっていただける技術スキルの

高い人材がいれば、是非やっていただきたいと思います。そのためには、当然です謝礼金も払います。これボランティアというわけにはいきません。ですのでそこは地域にいればそういう方も取り入れてやるということは十分に考えることだというふうに思っております。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

9ページの総務費、出向職員給与等の負担金、そちらのほうをご説明いただけますか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

午前中の一般質問等でもお答えいたしました。これはO F Gおきなわフィナンシャルグループから職員が、今、派遣されております。その方の給与等になります。

○ 4番 金城涉議員

ありがとうございます。もう一点15ページ、衛生費4目、環境衛生費の中で22番さくらねこ無料不妊手術チケット、これの12万7千円、そこもご説明いただけますか。

○ 神里敏明副村長

この事業は、一昨年から実施してはいますが、島内にいる放し飼いされている猫ですね、野良猫といいますか、そこらへんの不妊処置をするために本島のほうに持って行って処置をしてくると。実際、捕獲して持って行かれる方はボランティアなんですが、それにかかる船賃だったり交通費だったり、そこらへんの費用を計上しています。

○ 4番 金城涉議員

ありがとうございます。実際の不妊の手術費は県か国の補助でチケット制で1件あたりのチケット制を貰っている。それも予算には入っていないわけですね、チケット別でね、実際の手術費用は。これは渡航費だとかの諸経費をとということですね。はい、わかりました、以上です。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありますか。

○ 5番 新垣一史議員

歳出9ページ、財産管理費のほうの説明をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

財産管理費につきましては、まず需用費のほうを説明いたします。失礼しました。財産管理需用費修繕費については、庁舎の空調設備と回線の修繕というかたちでございます。次のページ10ページにもありますので、これは職員住宅の工事請負費ちょっと400万ということで大きいんですが、これは今、国立沖縄青少年交流の家の住宅と4室現在借りるので、文科省と調整を進めております。その中において直ぐには住めない状況ですので、クーラーの電気回りであったり水回りであったり、そのへんの修繕費を計上しているところでございます。

残りの土地購入費につきましては、今、業者さんが壊した土地、その購入を予定しております。

○ 5番 新垣一史議員

ありがとうございます。今、職員住宅工事請負費のほうの説明があったので伺いますが、交流の家の4室を使用するための工事ということで、ここは借りれるというふうに考えてよろしいですか。

○ 新里武広村長

この交流の家の住宅の管理については、文科省が管理しておりますので文科省と、現在、直接やりとりをさせていただいて借りれるように進めている状況でございます。もし、借りられた場合においては、直ぐには住めないということで、部屋の状況を確認しておりますので、そこに充てるために工事請負費を計上してあります。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 新垣一史議員

わかりました。ありがとうございます。続けていいですか。総務費の電算システム費のほうも説明をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明副村長

電算システム費12節の委託料ですけれども、戸籍クラウド構築委託料、当初予算の執行残の減額です。

○ 5番 新垣一史議員

わかりました。続けさせてもらいます。17ページの観光振興費のほうの説明もお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 新垣一史議員

観光振興費についてはわかりましたので、次に土木費港湾管理費のほうも説明をお願いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。土木の港湾管理費の補正額は港湾施設樹木等伐採業務委託費として133万8千円を補正で計上させていただいています。こちらのほうの内容といたしましては、浮き桟橋全面のヤード、あと遊漁船船揚場の付近のコーナーの部分にモクマオがかなり大きくなっていますから、こちらを伐採することとしての計画としての外部委託する予算として計上させていただいています。

○ 5番 新垣一史議員

以前に一般質問していただいたところの予算ということでありありがとうございます。ぜひ早めに問題解決よろしくをお願いします。私は、以上です。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

○ 2番 座間味満議員

16ページ農業費負担金ですね、鳥獣対策協議会の負担金、これ補正で39万5千円、全体で107万円上がっているんですが、これ過去に調べて見たら内閣府から300万入っていますよね、協議会に。それについての確認はなさっていますか。お聞きします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 小嶺国土観光産業課長

議員ご質問の300万に関しましては、初期の段階で罾を作成する際に必要経費として300万いただいていたようです。現在は年間120万ぐらいを県から補助してもらっている状況です。

○ 2番 座間味満議員

わかりました。じゃあ、これちゃんと入ってきたときには、協議会の予算から消化して最終的に余ったら落とすというふうな考えでよろしいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありますか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号、令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第24号

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3千953万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

歳入6ページを伺います。運航収益ですね、3月の当初予算は前年度の実績や前年度の予算から出していると思うんですが、2カ月でこの金額、歳入上がっているということは、それだけ収益見込みがこの2カ月ででたということでしょうか。伺います。

○ 山城淳船舶課長

今の歳入の件ですけれども、コロナが開けてまして歳入については、今、増額を見込んでおります。あくまでも予算ですので、見込みということで捉えてよろしいかと思えます。

○ 5番 新垣一史議員

歳入が増えるのは大変すばらしいと思います。わかりました。ありがとうございます。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありますか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第24号についてを採決いたします

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました

日程第14、議案第25号、令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第25号

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千538万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第25号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号、令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第26号

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千701万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月14日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第26号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和5年度渡嘉敷村議会第3回定例会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本定例会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回渡嘉敷村議会6月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後2時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）